

鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての政治団体の責任に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十二月四日

森 まさこ

参議院議長 江田 五月 殿



鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての政治団体の責任に関する質問主意書

鳩山総理の資金管理団体「友愛政経懇話会」の収支報告書において、寄附及びパーティー収入の記載が真実と異なっていたという問題につき、鳩山総理が、偽装献金に対応する寄附金控除証明書を取得したことが判明している。しかしこれは真実の寄附ではないから、寄附金控除がされたとすれば脱税と考えるが、見解を示されたい。

鳩山総理が代表である友愛政経懇話会は、平成十七年以降の政治資金収支報告書から訂正・削除した寄附金について、訂正・削除された虚偽の寄附者へ、寄附金控除の申請をするための寄附金控除証明書を送付又は手渡した事実はあるか。あったとすれば、何件で、金額にして寄附金何円分か。

送付をしていないのなら、未使用の寄附金控除証明書が存在するはずである。友愛政経懇話会の平成十七年以降の政治資金収支報告書から訂正、削除された寄附金について、友愛政経懇話会は、偽装献金に対応する寄附金控除証明書の返還をしたか。

右質問する。

